

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○家畜人工授精師の登録……………一

……………（産業労働局農業振興事務所振興課）……………一

### 告示（選）

○政治団体の収支報告書の要旨（平成二十六年分）……………一

○政治団体の収支報告書の要旨（平成二十七年分第一回）……………三

○政治団体の収支報告書の要旨（平成二十八年分第一回）……………五

○政治団体の収支報告書の要旨（平成二十九年分第二回）……………七

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………七

○都市計画の案（七件）……………一〇

……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課・街路計画課）……………一〇

○市街地再開発審査会委員の任命……………一三

……………（都市整備局市街地整備部管理課）……………一三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………一三

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………一三

○土地収用法による収用の裁決手続開始（六件）……………一四

……………（東京都収用委員会）……………一四

## 告示

### ●東京都告示第百号

家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年東京都規則第九十七号）第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

令和元年六月四日

東京都知事 小池百合子

免許番号

免許年月日

住所

氏名

家畜の種類及び業務の別

第八百二十一号

平成三十一年三月十日

東京都町田市玉川学園七丁目十五番三十五号

金田秀貴

牛  
家畜人工授精の業務

## 告示（選）

### ●東京都選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があつたので、法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年六月四日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨

(平成26年分)

政治団体の名称 木村ゆうすけ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 木村 祐介

資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員

報告年月日 平成31年 1月11日

1 収入総額

円  
0

2 支出総額

円  
0

政治団体の名称 ひえだみなご後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 福澤 美菜子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員

報告年月日 平成31年 1月21日

1 収入総額

円  
0

2 支出総額

円  
0

●東京都選挙管理委員会告示第十三号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。)第十二条第一項の規定による政治団体の  
 収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定  
 により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年六月四日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (平成27年分第5回)		政治団体の名称 自由民主党東京都川区第二十二支部	
報告年月日	平成30年12月7日	報告年月日	平成30年12月7日
1 収入総額	1,400,481 円	1 収入総額	890,650 円
前年繰越額	1,102,081	2 支出総額	0
本年収入額	298,400	(翌年への繰越額)	890,650
2 支出総額	1,380,000	政治団体の名称	木村ゆうすけ後援会
(翌年への繰越額)	40,481	資金管理団体の届出をした者の氏名	木村 祐介
3 本年収入の内訳		資金管理団体の届出に係る公職の種類	区市町村議会議員
個人の負担する党費又は会費	18,400	報告年月日	平成31年1月11日
(50人)	(50人)	1 収入総額	0 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	280,000	2 支出総額	0
自由民主党品川総支部	180,000	政治団体の名称	小林こうじ後援会
自由民主党東京都第三選挙区支部	100,000	資金管理団体の届出をした者の氏名	小林 浩司
4 支出の内訳		資金管理団体の届出に係る公職の種類	区市町村議会議員
経常経費	240,000	報告年月日	平成31年1月18日
人件費	240,000	1 収入総額	218,600 円
政治活動費	1,120,000	前年繰越額	75,400
組織活動費	1,120,000	本年収入額	143,200
		2 支出総額	0
政治団体の名称	岩見大三を応援する会	(翌年への繰越額)	218,600
資金管理団体の届出をした者の氏名	岩見 大三	3 本年収入の内訳	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	区市町村議会議員	寄附の総額	143,200
報告年月日	平成30年12月6日		

  

政党匿名分を除く寄附の額	143,200	政治団体の名称	ひえだみなこ後援会
政治団体からの寄附	143,200	資金管理団体の届出をした者の氏名	福澤 美菜子
4 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)		資金管理団体の届出に係る公職の種類	区市町村議会議員
(寄附者)		報告年月日	平成31年1月21日
(政治団体からの寄附)	(金額) 円 (事務所の所在地)	1 収入総額	0 円
民主党東京都第21区	143,200 円 立川市	2 支出総額	0
総支部		政治団体の名称	李小牧後援会
		資金管理団体の届出をした者の氏名	李 小牧
		資金管理団体の届出に係る公職の種類	区市町村議会議員
		報告年月日	平成30年12月27日
		1 収入総額	0 円
		2 支出総額	0
		政治団体の名称	いわさきゆりこ後援会
		報告年月日	平成30年11月12日
		1 収入総額	0 円
		2 支出総額	0

<p>2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 上村和子と歩む会</p> <p>報告年月日 平成30年10月15日</p> <p>1 収入総額 円 0</p> <p>2 支出総額 0</p>	<p>政治活動費 32,832</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 32,832</p> <p>宣伝事業費 32,832</p>	
<p>政治団体の名称 子供の未来を考える会 市川佳樹後援会</p> <p>報告年月日 平成30年10月26日</p> <p>1 収入総額 円 0</p> <p>2 支出総額 0</p>		
<p>政治団体の名称 清水ひとえと未来を創る会</p> <p>報告年月日 平成30年12月28日</p> <p>1 収入総額 円 50,000</p> <p>前年繰越額 0</p> <p>本年収入額 50,000</p> <p>2 支出総額 32,832</p> <p>(翌年への繰越額) 17,168</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 50,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 50,000</p> <p>政治団体からの寄附 50,000</p> <p>4 支出の内訳</p>		

●東京都選挙管理委員会告示第十四号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。)第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年六月四日

東京都選挙管理委員会

<p>政治団体の名称 岩見大三を応援する会 政治団体の届出をした者の氏名 岩見 大三 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成30年12月 6日</p> <p>1 収入総額 890,650 円 前年繰越額 890,650 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 890,650</p> <p>政治団体の名称 木村ゆうすけ後援会 政治管理団体の届出をした者の氏名 木村 祐介</p>	<p>政治団体の名称 小林こうじ後援会 政治団体の届出をした者の氏名 小林 浩司 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成31年 1月11日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 小牧後援会 政治団体の届出をした者の氏名 李 小牧 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成30年12月27日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 いわききやりこ後援会 政治団体の届出をした者の氏名 上村和子と歩む会 報告年月日 平成30年10月15日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p>	<p>政治団体の名称 自由民主党東京都品川区第二十二支部 (平成28年分第4回)</p> <p>報告年月日 平成30年12月 7日</p> <p>1 収入総額 58,881 円 前年繰越額 40,481 本年収入額 18,400 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 58,881</p> <p>3 本年収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 18,400 (50人)</p> <p>政治団体の名称 岩見大三を応援する会 政治団体の届出をした者の氏名 岩見 大三 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成30年12月 6日</p> <p>1 収入総額 890,650 円 前年繰越額 890,650 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 890,650</p> <p>政治団体の名称 木村ゆうすけ後援会 政治管理団体の届出をした者の氏名 木村 祐介</p>	<p>政治団体の名称 小牧後援会 政治団体の届出をした者の氏名 李 小牧 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成30年12月27日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 いわききやりこ後援会 政治団体の届出をした者の氏名 上村和子と歩む会 報告年月日 平成30年10月15日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p>
<p>政治団体の名称 岩見大三を応援する会 政治団体の届出をした者の氏名 岩見 大三 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成30年12月 6日</p> <p>1 収入総額 890,650 円 前年繰越額 890,650 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 890,650</p> <p>政治団体の名称 木村ゆうすけ後援会 政治管理団体の届出をした者の氏名 木村 祐介</p>	<p>政治団体の名称 小林こうじ後援会 政治団体の届出をした者の氏名 小林 浩司 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成31年 1月11日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 小牧後援会 政治団体の届出をした者の氏名 李 小牧 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成30年12月27日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 いわききやりこ後援会 政治団体の届出をした者の氏名 上村和子と歩む会 報告年月日 平成30年10月15日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p>	<p>政治団体の名称 岩見大三を応援する会 政治団体の届出をした者の氏名 岩見 大三 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成30年12月 6日</p> <p>1 収入総額 890,650 円 前年繰越額 890,650 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 890,650</p> <p>政治団体の名称 木村ゆうすけ後援会 政治管理団体の届出をした者の氏名 木村 祐介</p>	<p>政治団体の名称 小牧後援会 政治団体の届出をした者の氏名 李 小牧 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成30年12月27日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 いわききやりこ後援会 政治団体の届出をした者の氏名 上村和子と歩む会 報告年月日 平成30年10月15日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p>
<p>政治団体の名称 岩見大三を応援する会 政治団体の届出をした者の氏名 岩見 大三 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成30年12月 6日</p> <p>1 収入総額 890,650 円 前年繰越額 890,650 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 890,650</p> <p>政治団体の名称 木村ゆうすけ後援会 政治管理団体の届出をした者の氏名 木村 祐介</p>	<p>政治団体の名称 小林こうじ後援会 政治団体の届出をした者の氏名 小林 浩司 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成31年 1月11日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 小牧後援会 政治団体の届出をした者の氏名 李 小牧 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成30年12月27日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 いわききやりこ後援会 政治団体の届出をした者の氏名 上村和子と歩む会 報告年月日 平成30年10月15日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p>	<p>政治団体の名称 岩見大三を応援する会 政治団体の届出をした者の氏名 岩見 大三 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成30年12月 6日</p> <p>1 収入総額 890,650 円 前年繰越額 890,650 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 890,650</p> <p>政治団体の名称 木村ゆうすけ後援会 政治管理団体の届出をした者の氏名 木村 祐介</p>	<p>政治団体の名称 小牧後援会 政治団体の届出をした者の氏名 李 小牧 政治管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成30年12月27日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 いわききやりこ後援会 政治団体の届出をした者の氏名 上村和子と歩む会 報告年月日 平成30年10月15日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p>

<p>2 支出総額</p> <p>0</p> <p>政治団体の名称 子供の未来を考える会 市川佳樹後援会</p> <p>報告年月日 平成30年10月26日</p> <p>1 収入総額 円 0</p> <p>2 支出総額 0</p>	<p>(寄附者)</p> <p>(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>民進党東京都第22区 円 130,000 調布市</p> <p>総支部</p>	
<p>政治団体の名称 清水ひとえと未来を創る会</p> <p>報告年月日 平成30年12月28日</p> <p>1 収入総額 円 169,520</p> <p>前年繰越額 17,168</p> <p>本年収入額 152,352</p> <p>2 支出総額 169,520</p> <p>(翌年への繰越額) 0</p>	<p>政治団体の名称 鈴木けんぼう後援会</p> <p>報告年月日 平成31年1月17日</p> <p>1 収入総額 円 406,000</p> <p>前年繰越額 326,000</p> <p>本年収入額 80,000</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 406,000</p> <p>3 本年収入の内訳 80,000</p> <p>寄附の総額 80,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 80,000</p> <p>政治団体からの寄附 80,000</p>	
<p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 152,352</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 152,352</p> <p>個人からの寄附 22,352</p> <p>政治団体からの寄附 130,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>政治活動費 169,520</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 169,520</p> <p>宣伝事業費 169,520</p> <p>5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)</p>	<p>4 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)</p> <p>(寄附者) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>(政治団体からの寄附) 円 80,000 中野区</p> <p>民進党東京都第7区総支部</p>	

●東京都選挙管理委員会告示第十五号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。(第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年六月四日  
東京都選挙管理委員会

<p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成29年分第2回)</p> <p>政治団体の名称 自由民主党東京都品川区第二十二支部</p> <p>報告年月日 平成30年12月7日</p> <p>1 収入総額 58,881 円 前年繰越額 58,881 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 58,881</p> <p>政治団体の名称 あべ祐美子後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 阿部 祐美子 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成30年11月27日</p> <p>1 収入総額 5,385,760 円 前年繰越額 444,760 本年収入額 4,941,000 2 支出総額 5,366,238 (翌年への繰越額) 19,522 3 本年収入の内訳 寄附の総額 4,695,000 政党匿名分を除く寄附の額 4,695,000 個人からの寄附 1,610,000 政治団体からの寄附 3,085,000</p>		<p>機関紙誌の発行その他の事業による収入</p> <p>あべ祐美子新春のつどい 246,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 3,991,860 人件費 2,600,000 光熱水費 138,536 備品・消耗品費 391,681 事務所費 861,643 政治活動費 1,374,378 機関紙誌の発行その他の事業費 1,374,378 宣伝事業費 1,134,378 その他の事業費 240,000</p> <p>5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)</p> <p>(寄附者) (金額) (住所)</p> <p>(個人からの寄附) (金額) (住所)</p> <p>阿部 祐美子 1,500,000 品川区 (政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>連合東京・地域政策を 実現する会 100,000 港区 民進党東京都総支部連 合会 2,500,000 千代田区 民進党 400,000 千代田区</p> <p>政治団体の名称 岩見大三を応援する会 資金管理団体の届出をした者の氏名 岩見 大三</p>		<p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員</p> <p>報告年月日 平成30年12月6日</p> <p>1 収入総額 990,650 円 前年繰越額 890,650 本年収入額 100,000 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 990,650 3 本年収入の内訳 寄附の総額 100,000 政党匿名分を除く寄附の額 100,000 政治団体からの寄附 100,000</p> <p>4 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)</p> <p>(寄附者) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>民進党東京都第22区 総支部 100,000 調布市</p> <p>政治団体の名称 木村ゆうすけ後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 木村 祐介 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成31年1月11日</p> <p>1 収入総額 0 円 2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 小林こうじ後援会</p>	
---	--	---	--	--	--

<p>資金融管理団体の届出をした者の氏名 小林 浩司                  資金融管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員                  報告年月日 平成31年 1月18日</p> <p>1 収入総額 169,900 円                  前年繰越額 169,900                  本年収入額 0                  2 支出総額 169,900                  (翌年への繰越額) 0</p> <p>3 支出の内訳                  経常経費 169,900                  人件費 169,900</p> <p>政治団体の名称 斉藤ゆうこと101人の会                  資金融管理団体の届出をした者の氏名 齋藤 裕子                  資金融管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員                  報告年月日 平成30年12月13日</p> <p>1 収入総額 1,923,568 円                  前年繰越額 0                  本年収入額 1,923,568                  2 支出総額 1,923,568                  (翌年への繰越額) 0</p> <p>3 本年収入の内訳                  個人の負担する光費又は会費 250,000 (125人)                  寄附の総額 1,673,568</p>	<p>政党匿名分を除く寄附の額 1,673,568                  個人からの寄附 1,673,568</p> <p>4 支出の内訳                  経常経費 1,417,523                  備品・消耗品費 63,483                  事務所費 1,354,040                  政治活動費 506,045                  機関紙誌の発行その他の事業費 506,045                  機関紙誌の発行事業費 506,045</p> <p>5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)                  (寄附者) (金額) (住所)                  (個人からの寄附) 齋藤 裕子 1,215,788 円 荒川区</p> <p>政治団体の名称 ひえだみなご後援会                  資金融管理団体の届出をした者の氏名 福澤 美菜子                  資金融管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員                  報告年月日 平成31年 1月21日</p> <p>1 収入総額 0 円                  2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 李小牧後援会                  資金融管理団体の届出をした者の氏名 李 小牧                  資金融管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員</p>	<p>報告年月日 平成30年12月27日                  1 収入総額 0 円                  2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 あらかわ元気クラブ                  報告年月日 平成30年12月13日</p> <p>1 収入総額 2,184,650 円                  前年繰越額 0                  本年収入額 2,184,650                  2 支出総額 2,184,650                  (翌年への繰越額) 0</p> <p>3 本年収入の内訳                  寄附の総額 885,650                  政党匿名分を除く寄附の額 885,650                  個人からの寄附 885,650                  機関紙誌の発行その他の事業による収入 299,000                  あらかわ元気クラブ春のつどい 299,000                  その他の収入 1,000,000                  1件 10万円未満のもの 1,000,000</p> <p>4 支出の内訳                  経常経費 1,542,672                  光熱水費 46,072                  備品・消耗品費 15,984                  事務所費 1,480,616</p>
---	--	--



<p>政治活動費 641,978</p> <p>組織活動費 295,490</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 346,488</p> <p>その他の事業費 346,488</p> <p>5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)</p> <p>(寄附者)</p> <p>(個人からの寄附) (金額) (住所)</p> <p>齋藤 裕子 875,650 荒川区</p>	<p>政治団体の名称 鈴木けんぼう後援会</p> <p>報告年月日 平成31年 1月17日</p> <p>1 収入総額 406,000 円</p> <p>前年繰越額 406,000</p> <p>本年収入額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 406,000</p>	
<p>政治団体の名称 いわさきゆりこ後援会</p> <p>報告年月日 平成30年11月12日</p> <p>1 収入総額 0 円</p> <p>2 支出総額 0</p>	<p>政治団体の名称 政治結社交友同志会</p> <p>報告年月日 平成30年12月 5日</p> <p>1 収入総額 0 円</p> <p>2 支出総額 0</p>	
<p>政治団体の名称 子供の未来を考える会 市川佳樹後援会</p> <p>報告年月日 平成30年10月26日</p> <p>1 収入総額 0 円</p> <p>2 支出総額 0</p>	<p>政治団体の名称 やまざくら会</p> <p>報告年月日 平成31年 1月22日</p> <p>1 収入総額 0 円</p> <p>2 支出総額 0</p>	
<p>政治団体の名称 清水ひとえと未来を創る会</p> <p>報告年月日 平成30年12月28日</p> <p>1 収入総額 0 円</p> <p>2 支出総額 0</p>		

●東京都選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和元年六月四日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

至誠ホームオンニ 立川市錦町二丁目十番二十六号  
特別養護老人ホーム花子 日野市多摩平三丁目一番十一号

公 告

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和元年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
東京都都市計画区

区域分

市街化区域

追加する部分  
大田区東海六丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び大田区役所

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画臨港地区に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和元年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

東京都都市計画臨港地区

追加する部分

大田区東海六丁目地内

削除する部分

中央区勝どき五丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに大田区役所及び中

中央区役所

公告の日から二週間

三 縦覧期間

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和元年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

東京都都市計画用途地域

削除する部分

練馬区旭丘一丁目地内

追加する部分

練馬区旭丘一丁目地内

追加する部分

大田区東海六丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに大田区役所及び練馬区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間  
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画市場に係る都市計画の案を次のように公告する。  
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和元年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画市場

変更する部分

第一号東京都中央卸売市場  
中央区築地五丁目及び築地六丁目  
各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画下水道に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和元年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画下水道

変更する部分

東京都公共下水道  
大田区東海六丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び大田区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。  
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和元年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画道路

追加する部分

都市高速道路  
第四号線  
千代田区内神田二丁目、大手町二

丁目、中央区日本橋本石町一丁目及び八重洲一丁目各地内

削除する部分

千代田区大手町二丁目、中央区日本橋本石町一丁目及び八重洲一丁目各地内

変更する部分

世田谷区北烏山二丁目、北烏山三丁目、北烏山四丁目、北烏山五丁目、北烏山七丁目、北烏山八丁目、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、大原一丁目、大原二丁目、杉並区久我山一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目、下高井戸一丁目、下高井戸五丁目、永福一丁目、和泉一丁目、和泉二丁目、方南一丁目、渋谷区笹塚一丁目、笹塚二丁目、幡ヶ谷一丁目、幡ヶ谷二丁目、本町一丁目、代々木一丁目、代々木三丁目、代々木四丁目、代々木神園町、千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷四丁目、新宿区西新宿三丁目、大京町、霞ヶ丘町、信濃町、南元町、若葉一丁目、四谷一丁目、港区元赤坂一丁目、元赤坂二丁目、千代田区紀尾井町、永田町一丁目、永田町二丁目、平河町二丁目、隼町、麴町一丁目、一番町、北の丸公園、一ツ橋一丁目、一ツ橋二丁目、神田錦町一丁目、神田錦町二丁目、神田錦町三丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、内神田一丁目、内神田二丁目、丸の内一丁目、丸の内三丁目、中央区日本橋本石町一丁目、八重洲一丁目及び八重洲二丁目各地内

都市高速道路  
第四号線分岐  
追加する部分  
千代田区大手町二丁目、中央区日

線

本橋本石町一丁目、八重洲一丁目、日本橋一丁目、日本橋室町一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各区内

削除する部分

千代田区内神田二丁目、大手町二丁目、中央区日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、八重洲一丁目、日本橋室町一丁目、日本橋一丁目及び日本橋本町一丁目各区内

変更する部分

千代田区大手町二丁目、中央区日本橋本石町一丁目、八重洲一丁目、日本橋一丁目、日本橋室町一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各区内

都市高速道路第六号線

削除する部分

中央区日本橋小網町、日本橋本町一丁目、日本橋一丁目及び日本橋室町一丁目各区内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに世田谷区役所、杉並区役所、渋谷区役所、新宿区役所、港区役所、千代田区役所及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二

項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画法道路に係る都市計画の案を次のように公告する。なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和元年六月四日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類

東京都計画法道路

幹線街路補助線街路第九十六号線

追加する部分 中央区日本橋本石町二丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに中央区役所及び千代田区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

市街地再開発審査会委員の任命について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十七条第四項の規定に基づき、東京都計画法事業泉岳寺駅地区市街地再開発審査会の委員を令和元年六月三日次のように任命したので、東京都計画法事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程(平成三十年東京都条例第百一十一号)第十五条の規定により公告する。

令和元年六月四日

東京都知事 小池 百合子

氏名又は名称 一号委員又は二号委員の別

土屋 俊世 一号委員

三浦 希美 同右

片岡 由美 同右

大畑 智宏 同右

遠藤 正宏 同右

今野 雅方 二号委員

嶋田 豊 同右

日本フレイバー工業株式会社 同右

業株式会社 同右

松山ビル株式会社 同右

合同会社和佳奈 同右

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年六月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和元年六月四日

一	店舗名	東京都知事 小 池 百合子	分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
二	店舗所在地	グランアージュサウスタワー	
三	設置者名	千代田区丸の内一丁目九番二号グラントウキョウサウスタワー内	
四	設置者住所	東日本旅客鉄道株式会社	
五	変更前の店舗名	渋谷区代々木二丁目二番二号 (仮称) 東京駅八重洲口開発計画南棟	
六	変更後の店舗名	グランアージュサウスタワー	
七	変更前の店舗所在地	千代田区丸の内一丁目一番五十四号ほか	
八	変更後の店舗所在地	千代田区丸の内一丁目九番二号グラントウキョウサウスタワー内	
九	変更前の設置者の代表者名	清野 智	
十	変更後の設置者の代表者名	深澤 祐二	
十一	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社鉄道会館	
十二	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ファミリーマート	
十三	変更日	平成三十年四月一日ほか	
十四	届出日	平成三十一年四月二十三日	
十五	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	
十六	縦覧期間	令和元年六月四日から同年十月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	
十七	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分	
一	店舗名	株式会社大丸松坂屋百貨店大丸東京店	
二	店舗所在地	千代田区丸の内一丁目一番五十四号ほか	
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社	
四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号	
五	変更前の設置者の代表者名	清野 智	
六	変更後の設置者の代表者名	深澤 祐二	
七	変更日	平成三十年四月一日	
八	届出日	平成三十一年四月二十三日	
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	
十	縦覧期間	令和元年六月四日から同年十月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	
一	店舗名	アトレ秋葉原	
二	店舗所在地	千代田区外神田一丁目十七番六号	
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社	
四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号	
五	変更前の設置者の代表者名	富田 哲郎	
六	変更後の設置者の代表者名	深澤 祐二	
七	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ドンクほか四十一名	
八	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ドンクほか四十名	
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ハット・トリックほか六名	
十	変更前の小売業者の住所	兵庫県神戸市兵庫区下山町二丁目四番四号(株式会社ハット・トリック)ほか	
十一	変更後の小売業者の住所	兵庫県神戸市兵庫区西柳原町十番六号(株式会社ハット・トリック)ほか	
十二	変更前の小売業者の代表者名	染谷 康雄(株式会社日本一)ほか	
十三	変更後の小売業者の代表者名	染谷 幸雄(株式会社日本一)ほか	
十四	変更日	平成三十年九月二十七日ほか	
十五	届出日	平成三十一年四月二十四日	
十六	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	
十七	縦覧期間	令和元年六月四日から同年十月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	
十八	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	
一	店舗名	三越新宿アルタ館	
二	店舗所在地	新宿区新宿三丁目二十四番三号	

三	設置者名	ダイビル株式会社
四	設置者住所	大阪府大阪市北区中之島三丁目六番三十二号
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン
六	変更前の小売業者の住所	新宿区新宿六丁目二十七番二十号
七	変更後の小売業者の住所	新宿区西新宿三丁目二番五号
八	変更前の小売業者の代表者名	山下 隆司
九	変更後の小売業者の代表者名	橋 淳史
十	変更日	平成三十一年四月一日ほか
十一	届出日	令和元年五月八日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	令和元年六月四日から同年十月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、  
 令和元年六月四日  
 公告する。

東京都収用委員会 会長 池田 眞朗	
1	起業者の名称 東京都
2	事業の種類 府中市計画道路事業3・4・5号新奥多摩街道線、国立都市計画道路事業3・4・5号立川青梅線及び府中市計画道路事業3・2・2の2号東京八王子線
3	裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 別記1のとおり
4	土地所有者の氏名及び住所
5	土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別記2のとおり
6	裁決手続開始決定年月日 令和元年5月10日

別記1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	地積 (m <sup>2</sup> )		収用しようとする土地の面積 (m <sup>2</sup> )	備考
			登記簿上	実測		
東京都府中市西原町三丁目	22番6	宅地	549.80	985.01	42.82	別図のとおり

別記2

土地所有者			土地に関して権利を有する関係人		
番号	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
	登記名義人 中村 善行 (登記簿上の持分 16分の1) ただし、同人は平成14年10月5日死亡、法定相続人は番号1、2及び3のとおり				
1	中村 律子 (法定相続分 32分の1)	東京都国立市富士見台二丁目8番地の1レアシス国立大学通り101			
2	橋本 久視子 (法定相続分 64分の1)	東京都世田谷区経堂三丁目16番7号			
3	中村 秀行 (法定相続分 64分の1)	東京都国立市富士見台二丁目8番地の1レアシス国立大学通り101			
	登記名義人 久保田 治助 (登記簿上の持分 16分の1) ただし、同人は平成14年8月16日死亡、法定相続人は番号4及び5のとおり				
4	久保田 堯巳 (法定相続分 32分の1)	東京都国立市富士見台一丁目28番地の19 1-36-609			
5	住野 洋子 (法定相続分 32分の1)	東京都立川市砂川町七丁目12番地の26			
6	外山 勲 (持分 16分の1)	東京都府中市西原町三丁目18番地の3			
7	栗田 三恵子 (持分 913344分の31376)	東京都府中市西原町三丁目22番地の1	川村 元	不明 ただし、登記簿上の住所 東京都新宿区新宿三丁目35番3号	根拠当権設定仮登記 昭和59年4月10日受付 第23851号
8	梶田 文雄 (持分 32分の2)	東京都府中市栄町二丁目19番地の16			
9	板倉 茂 (持分 240分の2)	茨城県水戸市朝日町2953番地の9			

土地所有者			土地に関して権利を有する関係人		
番号	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
10	板倉 政子 (持分 240分の3)	東京都府中市北山町二丁目31番地の19			
11	渡邊 信雄 (持分 48分の1)	東京都国立市谷保6129番地の2			
12	鈴木 正子 (持分 16分の1)	東京都府中市西原町三丁目22番地の13			
13	三宅 隆則 (持分 32分の1)	東京都府中市北山町一丁目7番地の75			
14	八重樫 望 (持分 32分の1)	東京都府中市北山町三丁目2番地の3			
15	和田 秀之 (持分 48分の1)	東京都足立区関原二丁目18番5号			
16	赤須 涼子 (持分 16分の1)	東京都国立市富士見台一丁目13番地の2ヴェレーナ国立富士見台304			
17	新保 祥一 (持分 32分の1)	埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目725番地			
18	新保 祐二 (持分 32分の1)	東京都板橋区本町27番9-1401号 クレアホームズ板橋桜雅の杜			
19	齋藤 孝 (持分 16分の1)	埼玉県さいたま市中央区上落合三丁目6番4号			
20	伊吹 伸彦 (持分 16分の1)	東京都府中市西原町四丁目13番地の45			
21	佐藤 祐一 (持分 913344分の25708)	東京都府中市西原町三丁目22番地の2	三井住友トラスト保証株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	抵当権 平成25年8月9日 受付 第65210号 抵当権 平成26年12月24 日受付 第87118号
22	佐藤 隆亮 (持分 48分の2)	東京都府中市西原町三丁目22番地の7	三菱UFJ住宅ローン保証株式会社	東京都文京区本郷三丁目18番14号	(あ)抵当権 平成25年11月 28日受付 第93344号
23	佐藤 英里 (持分 48分の1)	東京都府中市西原町三丁目22番地の7			(い)抵当権 平成25年11月 28日受付 第93344号

土地所有者			土地に関して権利を有する関係人		
番号	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
24	渡部 智美 (持分 16分の1)	東京都府中市西原町三丁目 19番地の6	りそな保証株式会社	埼玉県さいたま市浦和区常盤十丁目 13番10号	抵当権 平成26年3月25日 受付 第21380号
25	寺村 久美子 (持分 16分の1)	東京都府中市西原町三丁目 22番地の14			
26	浜中 恭兵 (持分 64分の4)	東京都府中市西原町三丁目 19番地の5			